

取引先各位

公正取引の徹底に向けた取り組みについて

平成 26 年 1 月 6 日
東京電力株式会社
資 材 部

平素は当社事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の送電工事における、送電工事事業者の独占禁止法に違反する行為について、平成 25 年 12 月 20 日、公正取引委員会から公表されました。これに伴い、契約関係条文の見直しを実施いたしましたので、取引先の皆さまにおかれましても、あらためて公正取引の徹底に御留意いただきますようお願い申し上げます。

○契約関係条文の見直し

1. 契約条文

発注者による契約解除可能条項に下線部分を追記いたします。

本契約の履行にあたり、受注者または本契約に基づいて委任・下請負させた関係者が独占禁止法等、法令に違反したとき

2. 見積りにあたっての留意事項

見積書の無効条項に以下を追記いたします。

見積りに際して連合等による不正行為を経て提出されたと認められるもの

また、平成 25 年 12 月 20 日、公正取引委員会から当社に対し、送電工事事業者の独占禁止法違反行為を誘発、助長するような行為があったとして、今後、発注制度の競争性を改善してその効果を検証するとともに、同様の行為を再び行うことがないよう適切な措置を講じること等について要請がありました。

当社は、福島第一原子力発電所の事故以降、徹底したコスト削減に努めており、競争の拡大を中心に、発注方法を大幅に転換いたしました。発注方法の急速な転換期において、競争発注を正常に機能させる仕組みや意識の徹底が十分でなかったために、このような行為に至ったものと考えており、深く反省しております。

当社は、平成 24 年 11 月に社外有識者を委員とした調達委員会を設置し、同委員会の意見を踏まえ、平成 25 年からさらに調達の仕組みを改めるなど、抜本的な調達改革を一貫して進めており、競争を促進する仕組みをすでに導入しておりますが、今回の要請を真摯に受け止め、社員の意識改革やグループ会社への指導を徹底するなど再発防止に努めるとともに、効果を検証しながら調達改革を加速させることにより、競争調達の一層の促進・拡大を図ってまいります。

○当社社内における再発防止に向けた取り組み

再発防止に向けて以下の取り組みを実施してまいります。

1. 競争発注の実効性を維持・確認するための仕組みづくり

- ・独占禁止法上問題となる行為に関連した禁止事項のマニュアルへの明記
- ・個別の調達実施状況についてのモニタリングの実施
- ・社内情報の漏えい防止のため、閲覧制限やパスワード設定など情報管理を徹底
- ・工事事業者に対する現場説明会の原則廃止 等

2. 社員の意識改革の徹底

- ・独占禁止法に関する専門家による継続的な研修の実施
- ・発注手続きにおいて、独占禁止法上問題となる行為防止のための心構え・注意点を示す行動規範の作成・活用

以上